

核セキュリティ文化の醸成に係る活動方針

令和5年4月1日
日本原子力研究開発機構
理 事 長

令和5年度の核セキュリティ文化の醸成に係る活動に当たっては、自主的な改善に継続的に取り組むこととし、原子炉施設等の核物質防護規定に基づき活動方針を以下のとおり定める。

関係拠点においては、令和5年度の核セキュリティ文化の醸成に係る活動方針の下、核セキュリティ文化の醸成を図ること。

- 脅威の存在と核セキュリティの重要性を認識する。
- 核セキュリティにおける自身の役割を自覚し、責任を果たす。

以 上

核セキュリティ文化の醸成に係る活動方針に基づく活動施策

令和5年4月1日
日本原子力研究開発機構
核セキュリティ管理部長

令和5年度の核セキュリティ文化の醸成に係る活動に当たっては、自主的な改善に継続的に取り組むこととし、核セキュリティ文化の醸成に係る活動方針に基づく活動施策を以下のとおり定める。

関係拠点においては、令和5年度の核セキュリティ文化の醸成に係る活動方針に基づく活動施策を踏まえ、職場の実態に応じた年度活動計画を策定し、当該計画に基づく活動を展開し、核セキュリティ文化の醸成を図ること。

なお、活動施策は、原子炉施設等の核物質防護規定に基づき策定した。

(活動方針)

- 脅威の存在と核セキュリティの重要性を認識する。

(活動施策)

- ・核セキュリティ事象の情報共有により、脅威の存在に対する意識の向上を図る。
- ・継続的な教育により、核セキュリティの重要性の理解を促進する。

(活動方針)

- 核セキュリティにおける自身の役割を自覚し、責任を果たす。

(活動施策)

- ・核セキュリティにおける一人ひとりの役割を確認し、責任意識の浸透とスキルの向上を図る。
- ・巡視や意見交換を通じて、経営層や所長等の取組姿勢を従業員へ明確に示す。

以上